

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第39号

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

「住所  
様式第1号の4中 氏名 を 「氏名  
電話」 に改める。  
電話」

「建築士  
様式第1号の5及び様式第2号中 住所 を 「建築士  
氏名」 に改める。  
氏名」

「住所  
様式第5号中 氏名 を 「氏名  
電話」 に改める。  
電話」

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。